

6-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況(合計分)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額(本年分)	外 人 12,621	外 千円 45,284,691	外 人 10,179	外 千円 44,135,967
配偶者控除額	267	2,387,450	267	2,387,450
基礎、特別控除額	11,323	23,654,348	10,164	22,378,348
基礎、特別控除後の課税価格	/		8,486	19,370,169
贈与税額			8,486	3,847,871
外国税額控除額			-	-
医療法人持分税額控除額			-	-
差引税額			8,486	3,847,871
農地等納税猶予税額			2	4,920
株式等納税猶予税額			-	-
特例株式等納税猶予税額			29	982,195
医療法人持分納税猶予税額			-	-
事業資産納税猶予税額			-	-
納付税額			8,460	2,860,756
災害減免法第4条による免除税額			-	-

調査対象等：「申告状況」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和2年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。  
3 (暦年課税分①)の「取得財産価額(本年分)」の人員について、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員に重複する者があるため、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員の合計は「取得財産価額(本年分)」の人員と一致しない。  
4 (相続時精算課税分②)の「申告状況」は、「課税状況」と一致するため記載を省略している(6-2、6-3において同じ)。

申告・課税状況(暦年課税分①)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額(本年分)	人 11,135	千円 29,494,132	人 8,693	千円 28,345,408
内 特例贈与財産分	4,918	14,745,864	4,262	14,093,350
内 一般贈与財産分	6,260	14,748,268	4,473	14,252,058
配偶者控除額	267	2,387,450	267	2,387,450
基礎控除額	9,853	10,838,300	8,693	9,562,300
基礎控除後の課税価格	/		8,419	16,395,658
贈与税額			8,419	3,252,969
外国税額控除額			-	-
医療法人持分税額控除額			-	-
差引税額			8,419	3,252,969

申告・課税状況(相続時精算課税分②)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額(本年分)	人	千円	人	千円
特別控除額	1,535	15,790,559	1,520	12,816,048
特別控除額後の課税価格	71	2,974,511	71	594,902
贈与税額	71	594,902	-	-
外国税額控除額	-	-	71	594,902
差引税額	-	-	-	-

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	1,660	15,764,417 16,437,474

調査対象等： 令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	633	3,999,980
教育資金支出額 (管理契約終了分)	112	493,641

調査対象等： 令和元年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和元年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	14	63,900
結婚・子育て資金支出額 (管理契約終了分)	4	7,452

調査対象等： 令和元年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和元年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金支出額」を「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

区 分	取 得 財 産 価 額				納 付 税 額	
	申 告 状 況		課 税 状 況		人 員	金 額
	人 員	金 額	人 員	金 額		
平成 27 年 分	14,432	51,184,302	11,951	49,995,811	9,854	3,290,816
平成 28 年 分	13,419	53,123,281	11,157	52,018,316	9,416	4,608,807
平成 29 年 分	13,553	47,296,724	11,114	46,078,495	9,300	3,587,069
平成 30 年 分	12,858	50,095,329	10,590	48,954,289	8,832	3,174,027
令和 元 年 分	12,621	45,284,691	10,179	44,135,967	8,460	2,860,756

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

区 分	暦 取 得 年 財 課 産 税 価 分 額					
			内 特 例 贈 与 財 産 分		内 一 般 贈 与 財 産 分	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
平成 27 年 分	10,171	32,051,675	4,988	15,105,674	5,227	16,946,001
平成 28 年 分	9,613	32,518,297	4,720	16,306,530	4,926	16,211,767
平成 29 年 分	9,527	29,781,756	4,700	14,775,013	4,877	15,006,744
平成 30 年 分	9,044	33,980,865	4,411	19,227,343	4,678	14,753,522
令和 元 年 分	8,693	28,345,408	4,262	14,093,350	4,473	14,252,058

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

区 分	相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額
平成 27 年 分	1,841	17,944,136
平成 28 年 分	1,599	19,500,019
平成 29 年 分	1,644	16,296,739
平成 30 年 分	1,592	14,973,424
令和 元 年 分	1,535	15,790,559

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

## (3) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	10,181	44,139,233	8,465	2,860,399
	修正申告による増差額	4	14,302	4	2,474
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	5	17,567	6	2,117
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 10,179	44,135,967	実 8,460	2,860,756
過 年 分	申 告 額	438	1,780,147	433	255,762
	修正申告による増差額	85	179,212	82	37,618
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	28	388,805	27	48,589
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 521	1,570,554	実 513	244,790
合 計	申 告 額	10,619	45,919,379	8,898	3,116,160
	修正申告による増差額	89	193,514	86	40,092
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	33	406,372	33	50,705
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 10,700	45,706,521	実 8,973	3,105,547

調査対象等： 「本年分」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成30年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税 務 署 名	課 税 状 況	
	人 員	
		人
徳 島		1,235
鳴 門		428
阿 南		214
川 島		195
脇 町		51
池 田		56
徳 島 県 計		2,179
高 松		1,641
丸 亀		446
坂 出		255
観 音 寺		297
長 尾		160
土 庄		89
香 川 県 計		2,888
松 山		1,729
今 治		533
宇 和 島		246
八 幡 浜		177
新 居 浜		269
伊 予 西 条		219
大 洲		124
伊 予 三 島		246
愛 媛 県 計		3,543
高 知		944
安 芸		73
南 国		224
須 崎		89
中 村		140
伊 野		99
高 知 県 計		1,569
総 計		10,179

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	-	-	4	44	-	-
過 年 分	14	3,514	326	25,673	-	-
合 計	14	3,514	330	25,717	-	-

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

### (1) 取得財産価額階級別状況（合計）

取得財産価額階級	申告状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	
150 万円以下	5,567	4,899,720	
150 万円超	1,015	1,855,831	
200 "	3,267	9,594,959	
400 "	1,517	7,890,015	
700 "	544	4,609,387	
1,000 "	502	6,922,012	
2,000 "	143	3,423,664	
3,000 "	32	1,216,952	
5,000 "	21	1,384,293	
1 億円超	12	1,635,521	
3 "	3	1,167,392	
5 "	1	689,311	
10 "	-	-	
20 "	-	-	
30 "	-	-	
50 "	-	-	
<b>合 計</b>	<b>12,624</b>	<b>45,289,056</b>	

取得財産価額階級	課税状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	3,124	3,749,896	32,416
150 万円超	1,015	1,855,831	68,842
200 "	3,267	9,594,959	548,698
400 "	1,517	7,890,015	561,510
700 "	544	4,609,387	336,815
1,000 "	502	6,922,012	368,638
2,000 "	143	3,423,664	252,951
3,000 "	32	1,216,952	126,934
5,000 "	21	1,384,293	144,912
1 億円超	12	1,635,521	140,700
3 "	3	1,167,392	277,984
5 "	1	689,311	-
10 "	-	-	-
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>10,181</b>	<b>44,139,233</b>	<b>2,860,399</b>

調査対象等： 「申告状況」は令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

## (2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	申告状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人	取得財産価額	人	取得財産価額
150万円以下	5,536	4,868,416		
150万円超	957	1,751,678		
200"	2,965	8,700,255		
400"	1,131	5,794,223		
700"	283	2,363,615		
1,000"	187	2,510,294		
2,000"	52	1,225,429		
3,000"	13	494,471		
5,000"	8	554,418		
1億円超	6	879,849		
3"	1	362,578		
5"	-	-		
10"	-	-		
20"	-	-		
30"	-	-		
50"	-	-		
合計	11,139	29,505,227		

取得財産価額階級	課税状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人	取得財産価額	人	取得財産価額
150万円以下	3,093	3,718,592	62	63,453
150万円超	957	1,751,678	65	117,151
200"	2,965	8,700,255	311	917,208
400"	1,131	5,794,223	385	2,087,776
700"	283	2,363,615	264	2,265,230
1,000"	187	2,510,294	314	4,386,616
2,000"	52	1,225,429	91	2,178,477
3,000"	13	494,471	19	721,381
5,000"	8	554,418	13	809,708
1億円超	6	879,849	6	755,672
3"	1	362,578	2	791,845
5"	-	-	1	689,311
10"	-	-	-	-
20"	-	-	-	-
30"	-	-	-	-
50"	-	-	-	-
合計	8,696	28,355,403	1,533	15,783,829

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

### 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額（その1）

取得財産等の種類		申告状況			
		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
土  地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	101	253,225		
	宅地（借地権を含む。）	57	69,659		
	山林	1,627	4,990,367		
	その他の土地	54	21,196		
	計	131	266,799		
		<b>実</b>	<b>1,839</b>	<b>5,601,246</b>	
家屋、構築物			824	1,517,865	
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		1	326	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		-	-	
	売掛金		4	1,207	
	その他の財産		67	172,376	
	計	<b>実</b>	<b>72</b>	<b>173,908</b>	
有価 証券	株式及び出資		2,131	7,490,449	
	公債及び社債		29	73,325	
	投資・貸付信託受益証券		28	60,898	
	計	<b>実</b>	<b>2,175</b>	<b>7,624,672</b>	
現金、預貯金等			6,062	12,182,060	
家庭用財産			3	5,390	
そ 財 の 他 の 産	生命保険金等		115	485,116	
	立木		5	4,799	
	その他		905	1,910,172	
	計	<b>実</b>	<b>1,024</b>	<b>2,400,086</b>	
<b>合 計</b>		<b>実</b>	<b>11,139</b>	<b>29,505,227</b>	

調査対象等： 「申告状況」は令和元年中に財産の贈与を受けた者について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。  
 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額（その2）

取得財産等の種類		課税状況					
		暦年課税分		相続時精算課税分			
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	90	246,771	76	431,804		
	宅地（借地権を含む。）	46	63,884	58	181,015		
	山林	1,528	4,904,909	920	5,932,089		
	その他の土地	50	20,191	43	22,014		
	計	114	256,228	53	306,257		
		実	1,713	5,491,983	実	1,027	6,873,179
家屋、構築物		803	1,506,624	584	1,454,616		
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1	326	2	15,399		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	-	-	-	-		
	売掛金	4	1,207	-	-		
	その他の財産	65	170,376	2	17,062		
	計	実	70	171,908	実	4	32,460
有価証券	株式及び出資	1,780	7,161,080	86	3,749,118		
	公債及び社債	29	73,325	-	-		
	投資・貸付信託受益証券	26	60,660	2	33,317		
	計	実	1,824	7,295,064	実	87	3,782,435
現金、預貯金等		4,246	11,638,746	345	3,352,909		
家庭用財産		3	5,390	2	20,599		
その他の産	生命保険金等	113	483,768	9	39,207		
	立木	5	4,799	8	13,343		
	その他	760	1,757,122	68	215,080		
	計	実	877	2,245,689	実	80	267,630
合計		実	8,696	28,355,403	実	1,533	15,783,829

調査対象等： 「課税状況」は令和元年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。